第３回 有識者会議（立地適正化計画部会） 議事録【公表用】

日　時：令和８年９月２９日（火） １４：００～１５：３０
場　所：小城市役所 西館２階 大会議室Ｃ・Ｄ
出席者：猪八重委員、若山委員、楠田委員、古賀智博委員、新中委員、瀬尾委員、松本委員
欠席者：古賀正大委員、濱野委員、里浦委員、陣内委員
随　行：中村氏（UR都市機構）
パスコ：水口氏、永原氏
事務局：下村課長、古川副課長、鮎川係長、久保田
オブザーバー：田中建設部長

【次第１】開会

（進行：鮎川係長）
本日は、お忙しいなか、第３回有識者会議（立地適正化計画部会）にご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、小城市立地適正化計画見直しに係る会議を開催いたします。
まずは、都市計画課長よりご挨拶申し上げます。

【次第２】挨拶

（挨拶：下村課長）
本日はお忙しいなかご出席いただきありがとうございます。
また、委員の皆さまには、本計画の見直しにあたりご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
前回、第２回会議では、人口・防災・交通・都市機能の変化を踏まえ、まちづくりの方針や誘導区域見直しに向けた論点についてご意見をいただきました。本日は、これまでにいただいたご意見と庁内専門部会での議論を踏まえ、「居住誘導区域」について、現況データに基づく検証結果を踏まえながら、拠点別に具体的な区域の編入・除外についてご議論いただきたいと考えております。
委員の皆さまの各分野での豊富なご経験と専門的知見をもとに、今後のまちづくりの方向性についてご意見を頂戴できればと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

●有識者会議の位置づけについて

（進行：鮎川係長）

課長、ありがとうございました。

それでは、本会議の位置づけについてご説明いたします。本有識者会議は、小城市立地適正化計画の見直しにあたり、各分野の専門的知見を計画に反映させることを目的として、私的諮問機関として設置されたものです。

計画の最終的な決定機関は都市計画審議会となっておりますが、その前段階として、市職員による専門部会と、本有識者会議が並行して検討を進めてまいります。

本会議の特徴は、決定機関ではないということです。つまり、何かを決めることを目的とするのではなく、それぞれの専門分野の視点から、小城市の現状や課題、将来の方向性について、ざっくばらんにご意見を交わしていただく懇話会として位置付けております。

委員の皆様には、ご専門の立場から忌憚のないご意見をいただき、小城市の未来のまちづくりに対するアイデアや課題認識を共有していただければと考えております。

●配布資料の確認

（進行：鮎川係長）

それでは、配布資料の確認です。

・次第

・有識者会議委員名簿（R8.5月時点）

・資料１：第３回有識者会議_小城市検討資料_区域設定

・資料２：下水道の整備状況

・資料３：現行計画の設定条件に基づいた居住誘導区域案（拠点別図面）

・資料４：第３回有識者会議_居住誘導区域の見直し検討資料

・資料５：第２回有識者会議 議事録

・参考資料１：第３回有識者会議_地価×拠点別

・参考資料２：第３回有識者会議_誘導区域割合

・参考資料３：第３回有識者会議_揺れやすさ・断層を加味した防災リスクの把握

資料がお揃いでない委員の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいましたら、議事の途中でも構いませんので、お近くの職員までお知らせください。

●委員のご紹介

（進行：鮎川係長）

委員のご紹介です。お手元に配布の委員名簿をご覧ください。

本日は、

（４番目）小城商工会議所青年部　古賀 委員、

（７番目）一般社団法人 佐賀県文化観光連盟　里浦 委員、

（11番目）小城市社会福祉協議会　陣内 委員、

は本日ご欠席となります。

●座長の選出

（進行：鮎川係長）

それでは、座長の選出に移らせていただきます。

本会議の円滑な運営のため、委員の中から座長を１名選出したいと思います。事務局といたしましては、学識者の立場でご参加いただいております、佐賀大学教授の猪八重委員に座長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないようですので、猪八重委員に座長をお願いいたします。

それでは、ここからの進行は猪八重座長にお願いしたいと思います。

【次第３】議題１：居住誘導区域の見直しについて ・・・資料４

（座長：猪八重委員）

それでは、議事に入らせていただきます。まず本日の進め方について、事務局から説明をお願いします。

（説明：都市計画課 久保田）

都市計画課の久保田と申します。

それでは、本日の進め方について、説明させていただきます。よろしくお願いします。

資料は、右上に資料４と記載している資料をご準備ください。

今回は居住誘導区域について、各拠点の区域図と検証結果を見ながらご議論いただきます。都市機能誘導区域は第4回会議で改めて扱います。

●本日の議論の範囲

本日は現況データに基づく検証結果を踏まえ、どのエリアを居住誘導区域に編入し、どのエリアを除外するか、個別区域の確定に向けて検討します。まず図面とデータを共有し、宅地開発、居住実態、災害リスクなどを確認したうえで、区域設定への反映についてご意見をいただきます。事務局案への賛否ではなく、個別の事象をどう評価するかという観点からお願いします。

●前回会議以降の検討経過

6月9日の第2回有識者会議では、都市構造、区域見直し、防災指針などに関するご意見をいただきました。その後、7月の庁内専門部会と8月の関係課ヒアリングを経て、9月の市長への説明で市の基本方向を確認しました。本日は個別区域の検討に進みます。

●前回会議の主なご意見と今回の検討への反映1

今回の区域検討に直接関係するご意見です。区域外で住宅開発が進む一方、区域内には空き家や空き地があるという実態を踏まえ、三日月では編入範囲と外側への市街地拡大の抑制、小城では編入と既成市街地の更新との両立を論点にしています。
災害リスクは洪水・高潮といった水害以外を含む災害リスクの把握というところで前回ご意見をいただいた揺れやすさや活断層を今回お配りしている参考資料3に整理しております。牛津では高リスクエリアの除外・縮小・条件設定とともに、準備区域など段階的な考え方も検討事項です。
学校区は生活圏を把握する参考情報として次回以降に検証します。下水道区域との重なりは今回の図面に示し、区域判断への反映を次回以降も検証します。佐賀唐津道路、うち多久佐賀道路や有明海沿岸道路の整備効果は、中長期の検討事項として整理しております。

●前回会議の主なご意見と今回の検討への反映2

4拠点は当面維持しつつ、同じ機能を一律に求めず、役割分担や将来の階層化を検討します。都市機能の配置は、高次機能の集約、公共施設の更新・統廃合、庁舎被災時の機能確保も含め、第4回以降に扱います。
防災指針では施設整備に加え、地域の防災力と避難体制も検討します。公共交通の徒歩圏は現行条件で仮設定し、地域公共交通計画との連携を進めます。人口・空き家の見通しやGISによるデータの可視化、市民・事業者への発信と誘導策は、今後の検討に引き継ぎます。

●居住誘導区域見直しの基本的な方向性

市長への説明を踏まえた議論の前提です。小城、牛津、三日月、芦刈の4拠点は当面維持します。そのうえで居住動向や宅地開発と現行区域とのずれを見直し、区域外への無秩序な市街地拡大を抑えます。災害リスクに応じた区域からの除外や設定方法も検討し、将来の拠点間の役割分担を見据えます。

●今回の検証方法

まず、居住誘導区域からの除外が必要となる法令指定区域を、最新の指定状況に基づき図面に重ねました。災害危険区域、保安林・自然公園特別地域、農用地区域などについて、指定種別ごとの法令上の取扱いを確認しながら検討します。この条件を現時点のデータに当てはめて検証した結果が、本日お配りしている資料３になります。この検証結果は事務局による一次整理であり、決定案ではございません。
検証にあたっての前提として、災害危険区域や農用地区域、いわゆる農振青地など、法令上そもそも居住誘導区域に含めることができないエリアがあります。
農用地区については、図面上では「除外解除可能エリア」という区分で表記されておりますが、これは制度上は農振除外の手続きを取り得ることで法令上まったく動かせないわけではありません。しかし、小城市の場合、該当エリアの多くが土地改良事業の受益地と重複しており、実務上は農振除外が実現する可能性は極めて低いため、本日はこちらも検討の対象には含めないという整理で進めさせていただきます。
公共交通へのアクセスは、現行計画の条件により仮設定しました。拠点地区の中心からおおむね1キロメートル、その他のバス停からおおむね300メートルです。これは区域編入を決める絶対的な基準ではなく、今回の検証条件です。
この後、図面をご覧いただきながら拠点ごとに意見交換をお願いします。いただいたご意見を踏まえ、編入・除外を個別エリアごとに整理し、居住誘導区域案を具体化します。
事務局からの説明は以上です。

【次第３】議題２：意見交換

（座長：猪八重委員）

それでは、そのまま議題２の「意見交換」に入ります。
お手元の区域検証案（市全域・各拠点別）、現況分析データの冊子などもご覧いただきながら、ご意見いただければと思います。
それでは、小城拠点について、事務局より検証結果と論点について説明をお願いします。

１．小城拠点

●検証結果と論点（事務局説明）

小城駅南では現行区域に隣接して宅地開発が進む一方、既成市街地には空き家や未利用地がある。地価は横ばいで、一部に上昇傾向がある。災害危険区域との関係や、令和５年の見直し後の下水道整備計画区域と現行の居住誘導区域とのずれもある。

検討事項は、隣接する宅地開発エリアの編入と、下水道区域、年代別人口、開発動向等との整合を踏まえた現行区域の縮小である。下水道整備計画では、国道２０３号沿いの北側や県道小城富士線沿いの西側等が整備区域から外れている。

論点1：小城駅南側の宅地開発エリアの編入

・図面の「用途地域想定区域」は、どのような範囲を指すのか。
→当初計画で検討対象とした区域であり、現行の居住誘導区域内を意味する。
・学校区はどこになるのか。
→三日月校区と桜岡校区のいずれかを選択できる特定地域隣接校選択制の対象である。
・このエリアの宅地開発はいつ頃から進んだのか。
→計画策定後の約１０年間に進んだ。

・居住誘導区域外の開発が進んだことを理由に編入すると、区域外で開発しても最終的には区域に含まれるとのメッセージになりかねない。立地適正化計画は緩やかな誘導を行う制度であり、非線引き都市では用途地域外の開発が生じることもあるが、それを追認する変更には慎重であるべき。この考え方は他の拠点にも共通する。

・今回の編入が前例となり、次回以降も拡大を認めざるを得なくなる懸念がある。既に住宅地が形成された場所よりも、区域内の空いている土地へ今後の居住を誘導することが重要であり、基本的に広げない方がよい。一方、編入と併せて他の場所に居住調整区域を設定するなど、開発抑制の施策を組み合わせる方法も考えられる。

・農用地区域で新たな分譲を計画する場合、今後どのような制限が生じるのか。既存分譲地に隣接して、第１期、第２期と段階的に開発を広げる場合もあるため、制限の範囲を確認したい。
→居住誘導区域外で３戸以上の住宅を分譲・販売する場合等には、市への届出が必要である。計画自体が開発を一律に禁止する制度ではなく、現状では区域外の開発動向の把握を中心に運用している。
・届出制度には、緩やかな抑止の意味があるということか。

→区域内へ居住を誘導するには、区域内に立地する利点を設ける必要がある。例えば、現時点の制度ではないが、下水道接続補助を区域内に限定するなど、インセンティブを設ける方法が考えられる。

・北側の除外と南側の編入を個別に捉えるだけでなく、人口重心や居住動向の変化による区域全体の再編として説明する視点も考えられる。人口重心が果樹試験場付近からひらまつ病院寄りへ移動していることや、全体として東側へ動く傾向もある。経年で人の流れを把握し、どこへ集約していくかを検討する必要がある。

論点2：下水道区域との整合及び現行区域の縮小

下水道整備計画の見直しで整備予定区域から外れた場所を、居住誘導区域として維持するか、積極的に居住を集める場所から外すか、どのように考えるか。（事務局）

・見直し前は、居住誘導区域と下水道区域は近い関係にあったのか。
→完全には重なっていなかったが、下水道区域は現在より北側まで広かった。整備コストや財政面を踏まえて見直したものである。

・区域から除外する場合、居住者や土地所有者に対して理由を説明する必要がある。下水道区域と一体的に整理できれば一定の説明は可能であるが、下水道の存在は居住誘導区域の絶対条件ではない。道路等の既存インフラが整い、今後も市街地として利用したい場所であれば、区域を維持し、居住を誘導する選択肢もある。

・下水道の整備・維持管理の効率から区域を集約する考え方はあるが、下水道区域に合わせると居住誘導区域が大幅に狭くなり、都市機能誘導区域にも影響する。また、北側には小城の歴史ある街並みがあり、単純な除外はまちのイメージとも整合しにくい。

・下水道以外に、近年どのような変化があったのか。
→市民病院が昨年多久へ移転した。また、ひらまつ病院が以前の北端付近から中心部へ移転している。
・北端付近の災害危険区域との重なりは図面上で精査が必要であり、法令上の除外対象との関係も縮小の検討理由である。（事務局）

火災リスクと防災対策

・ハザードマップでは把握しにくい火災リスクも考慮すべきである。山林に面し、河川や消火栓等の水利が乏しい場所では消火が難しく、空き家が点在する地域では延焼も懸念される。火

災と地震はいずれも突然発生し、避難生活が長期化する場合があるため、居住を誘導する場所の防災条件として捉える必要がある。

・緊急車両が進入できない狭い道路も判断材料になる。小城の中心部には建物間隔が狭く、みなし道路や空き家が多い。区域内で消火栓や初期消火設備を重点的に充実させることは、居住誘導の理由づけにもなる。

・法令上の除外対象は除外するとしても、火災等の危険箇所を個別に除外すれば区域が穴あきになるおそれがある。区域内へ重点的に投資して改善する考え方も踏まえ、追加の防災情報を整理する必要がある。小城拠点では拡大に慎重な意見が多く、下水道区域との不一致だけによる縮小は理由づけが難しいと考える。

・下水道整備計画の見直しは市が行ったものであり、それだけを理由とした除外は、下水道を整備すればよいとの反論にもつながる。下水道の有無だけで用途地域や居住誘導区域を判断することには慎重であるべき。

２．牛津拠点

●検証結果と論点（事務局説明）

東側では現行区域に隣接して宅地開発が進み、西側には災害リスクの確認が必要なエリアがある。地価は全体として低下傾向にある。東側の編入と、西側の高リスクエリアの除外・縮小・条件設定が論点である。

区域内には令和元年及び令和３年に大きな浸水被害を受けた場所があり、特に西側はハザード上のリスクが高い。前回は区域自体が広すぎるのではないかという意見も受けている。一方、牛津小学校と牛津駅の間では開発が進んでいる。セリオ内のスーパーモリナガが９月末に撤退し、区域内からスーパーがなくなる一方、東側にはダイレックス、ドラッグストアモリ、コスモス等があり、生活機能の重心が東側へ移る傾向がある。

論点1：東側の編入と西側の浸水リスク

・計画策定後に住宅地が広がった東側については、小城拠点と同様の考え方から、拡大に慎重であるべき。西側については、高リスクエリアを居住誘導の対象として維持してよいか、一旦縮小したうえで将来性を見込む準備区域とする考え方も含めて検討すべきである。

・砥川エリアは過去の水害時にほぼ浸水し、国道沿いのコンビニエンスストアまでボートで移動した。浸水した空き家は買い手を見つけにくく、売却が難しい。

・学校区は砥川小学校区か。
→砥川小学校区であり、１学年２０人余りの１クラスで、児童数の大きな増減はないという印象である。
・ハザードマップの想定浸水深は何メートル程度か。
→０．５～３メートル、深い場所では３～５メートルである。
・２階も浸水する高さであり、垂直避難も難しいのではないか。
→古い住宅にはかさ上げされていないものが多く、新しい住宅では高くかさ上げしている例がある。

・防災の観点から、２階以上を備える集合住宅など、建物の高さや構造を考慮すべき地域であり、車両も被害を受ける。区域から直ちに除外する方法と、区域を維持して防災指針に基づく避難計画や対策を組み合わせる方法があり、いずれかの対応が必要ではないか。

・砥川地区は他の地域と一律に扱うことに懸念があり、少なくとも居住に伴うリスクを認識できるようにする必要がある。

遊水地整備と地域の防災対応力

・牛津川の遊水地整備が浸水リスクに与える影響はないのか。
→整備によりハザードが変わる可能性はあるが、今回の改訂への反映は間に合わないと聞いている。

・遊水地は牛津川の水位を下げる計画であり、水位上昇に伴う排水ポンプ停止を遅らせ、浸水の可能性を低減する効果がある。整備により水位が約５０センチメートル下がる見込みである。（事務局）

・大町町や白石町では排水能力の向上により、従来なら水害が生じる程度の雨量でも被害を免れた実績がある。

・災害リスクがある場所をすべて除外すると、市内で居住を誘導できる場所が極めて限られるため、リスクがあっても防災指針で対策を示したうえで誘導する考え方が必要である。これに対し、区域を維持するのであれば、市として具体的な対策を講じることが必要であり、単純な維持・除外の二者択一ではない。

・過去の水害時には芦刈から牛津へ救助用ボートを出したが、当時は各町に１艇ずつしかなかった。消防団員も減少しており、多数の住民を同時に救助する必要がある水害では対応に限界

がある。消防団の組織率や担い手の状況など、地域の防災対応力も判断材料にしてはどうだろうか。

・同じ居住誘導区域に指定すると、安全性も同程度と受け取られ、地価の安い高リスクの場所が選ばれるおそれがある。土地勘のない転入者が価格だけで判断する可能性も踏まえ、牛津地域の中でもより安全な場所へ誘導すべきである。

・実効性のある防災対策が可能であれば区域維持も考えられるが、できる限り安全な場所へ集約することが望ましいという方向の意見であった。これらを踏まえて引き続き検討してほしい。

３．三日月拠点

●検証結果と論点（事務局説明）

現行区域外の市街地から学校周辺にかけて宅地開発が進み、地価も上昇傾向にある。一方、需要に応じた区域拡大は更なる市街地拡大を促す可能性がある。令和５年の下水道整備計画見直しで整備区域から外れた場所も現行の居住誘導区域に含まれており、住宅地形成を踏まえた編入と、下水道区域との整合を踏まえた縮小の両面が論点である。

国道沿いでは特に子育て世代の居住が増えているが、居住誘導区域に含まれていない実態がある。

区域規模について

・人口規模に比べて三日月の区域が狭いのではないか。
→合併後の当初計画では旧町を基本に４拠点を設定し、中心拠点、生活拠点、行政サービス拠点等に区分した経緯がある。現在は三日月の人口が多いという実態をどう評価するかも課題である。

論点1：下水道区域の取扱い

・下水道整備計画の有無だけでは区域から外す根拠として弱く、現行区域を維持してよいのではないかと考える。

論点2：学校周辺の取扱い

・学校周辺は小城・牛津と異なり小中学校がコミュニティの核になっているため、その存在を特別な条件として編入する考え方もある。一方、編入しても散発的な開発が続く可能性があり、居住調整区域等による周辺の開発抑制と組み合わせる必要がある。計画の趣旨からは拡大

に慎重であるべきだが、何もしなければ虫食い的な開発が続くため、市としての方針を示す必要がある。

・学校周辺には以前から住宅地があった印象がある。当初計画で区域外としたのは、何らかの政策的な理由があったのか、それとも既存市街地と連続していないためだったのか。
→既存市街地との連続性の判断によるものと思われる。

・三日月は小学校区が１つで、その学校が区域外にある点が、小城の４校区、牛津の２校区とは異なる。（事務局）

・不動産の売買では学校との距離が重視される場合がある。一方、学校に近いだけで空き家が減るとは限らないように思う。

・児童生徒数が減少し、将来閉校するような地域であれば現状の区域でも説明できるが、学校周辺が区域外であることで、計画の意義に疑問を持たれる懸念がある。三日月は児童生徒数が最も多い。その点を踏まえても、周辺住民が計画に疑問を持つおそれはある。

・当初は農地や農用地区域が多かったために編入を見送った経緯があったのではないか。その後、住宅地としてのまとまりが出てきたという説明は考えられる。

・近年は学校に近い場所で開発圧力が強く、住宅建設が続いている。スーパーも近く、人気のある地域である。メディカルモールから学校周辺へ連なる宅地開発が増えており、国道３４号から学校へ向かう深町周辺でも住宅が増えている。佐賀市への近さや保育園の立地も背景として考えられ、若い世代が流入している。（事務局）

・学校を起点に区域を設定すると飛び地状になり、説明が難しい。連続して住宅が増えている場所を編入しないという小城・牛津の考え方との整合も必要であり、学校周辺だけを別の理由で扱うか、編入しないかが論点である。

・住宅地の拡大を市として望ましい変化と考えるかを明確にする必要がある。学校は重要だが、必ずしも区域内に含めなくても公共交通で結べばネットワークは成立する。新たな区域指定のメッセージは大きく、指定した場所から更に開発が広がる可能性もある。

生活利便性と公共交通

・スーパー、小学校、病院が近く、以前から住みやすい地域である。佐賀市内への公共交通はどうなっているのか。

→コミュニティバスが運行している。佐賀市へ通勤・通学する人も多い。
・三日月小中学校の前にもバスが通っているのか。
→民間路線バスは通っていない。三日月から佐賀市内へ向かう民間路線バスは国道２０３号を通っている。

既成市街地の人口流出を抑え、既存インフラを活用して生活することが計画の趣旨であり、学校が存在しても、宅地開発の増加だけを理由とする編入は難しいという意見が多かった。

４．芦刈拠点
●検証結果と論点（事務局説明）

現行区域に近接して生活利便施設が立地し、既存区域と連続する都市的な土地利用が見られる一方、地価は低下傾向にある。施設周辺の編入と、将来の居住動向・施設の継続性を区域判断へどう反映するかが論点である。４拠点の中ではコンパクトにまとまっているが、国道４４４号沿いで区域外への宅地化が進み、図面左下付近でも住宅が増えている。

論点1：生活利便施設周辺の編入

・セブンイレブンの新規立地など、新しい施設や開発が生じたことだけでは、他の拠点と同様に編入の根拠としにくい。施設の撤退時に届出があれば、撤退前に協議する機会を得られるかもしれないが、撤退を防ぐ強い抑止力になるとは限らない。基本的には編入しにくいと考える。

・周辺を編入すれば区域形状が整い、市街地としてのまとまりがよくなる。一方、形状を整えるだけでは編入理由として弱い。

・現行区域内には住宅を建てられる土地が比較的多く残っている。今後、有明海沿岸道路が延伸した際の変化や、区域内の土地が埋まり新たな誘導余地が乏しくなった場合などは見直しの契機になり得るが、現時点では既存区域への誘導を優先すべきである。

・ロードサイド型店舗が誘導区域外に立地する現象は他地域でも見られるが、本来は徒歩で利用できる場所への立地が望ましく、既存の居住誘導区域・都市機能誘導区域へ誘導する方向がよい。

●全体を通した意見交換

・参考資料１の区域外の地価について、牛津と三日月の間の地点９と佐賀市寄りの地点１１では、住宅地が１平方メートル当たり２万５千円前後と比較的高い。何か特別な事情があるの

か。
→両地点とも住宅が増加している地域である。

・区域外にも住宅地として選ばれている場所があり、特に佐賀市に近い場所は、隣接市との関係を立地適正化計画以外の視点も含めて意識する必要がある。居住者が佐賀市との関係を踏まえて場所を選択している可能性があり、その要因を分析すべきである。

・地震の揺れやすさの資料に関連し、熊本地震では防災井戸のある場所は復旧が早い傾向があり、断水時も水を得られる利点がある。防災井戸を計画に位置づけることや、液状化に弱い牛津・芦刈等で対策を進めることは、区域内への居住を促すＰＲ材料になり得る。

・区域の線を引くだけでなく、実際にどう誘導するかが重要であり、防災力や防災井戸もそのための視点になる。防災関係の国の財政支援の活用も含め、誘導施策として検討すべきである。

・資料１の１２・１３ページに掲載された九州県内の金銭的支援策は参考になる。区域内で防災対策を重点的に実施することも居住のインセンティブになり得るため、計画への記載にとどめず、今後の施策への反映も含め検討してはどうだろうか。

・区域設定と同時に、区域内の空き家活用も進めてほしい。
・地震で被災した空き家がすべて公費解体の対象になるわけではない。被災後に一から建て直すことは負担が大きく、移住の障壁になり得る。一方、既存住宅の改修であれば比較的安価に住み始めやすいため、空き家の活用も検討してほしい。

・今回の議論を踏まえて庁内で検討し、意見を反映した案を引き続き示していただきたい。

【次第４】閉会

（進行：鮎川係長）
猪八重座長、ありがとうございました。また委員の皆様、本日は活発なご議論やご意見をいただき、ありがとうございました。
それでは、今後のスケジュールについてご説明します。
本日いただいたご意見は整理のうえ、庁内専門部会で共有し、区域修正案の検討に活用してまいります。 また、都市機能誘導区域につきましては、近日中に開催を予定しております第４回有識者会議で、本日と同様に拠点別にご議論いただく予定でございます。日程等の詳細が決まりましたら改めてご連絡いたします。
これをもちまして、本日の第３回有識者会議を終了いたします。委員の皆さまには長時間にわ

たりご審議いただき、ありがとうございました。

（一同礼、閉会）